

## 静岡県立沼津工業高等学校定時制 生徒心得

### [1] 生徒の本分

1. 高校生、社会人として責任ある行動をとる。
2. 公共の場ではルールを守り、他人に迷惑を与えない。
3. 教科の学習に励み、真面目な態度で授業に臨む。
4. 基本的生活習慣を心がける。

### [2] 生活上の心得

1. 飲酒、喫煙、暴力行為、賭博等をしない（20歳以上であっても学校管理下での飲酒、喫煙は認めない）。
2. 他人に迷惑をかけるような行為はすべて慎み、互いの人格および個性を尊重する。
3. 登校後はみだりに校外に出ない。
4. 実験・実習時、体育時は規程の服装とし、担当教員の指示に従う。
5. 校内公共物は大切に扱い、常に整理・整頓を心掛け、破損した場合は必ず届け出る。
6. 食事は決められた時間内に食堂でとり、食堂内の衛生には全員が万全の配慮をする。
7. 校内にて許可なく金銭の徴収及び貸し借り、物品の販売はしない。
8. 携帯電話の校内への持ち込みは可能であるが、教員の指示のない限り、授業中は原則使用禁止とする。携帯電話を使用しない時は電源を切るなど、各自で責任を持って管理すること。

### [3] 通 学

登下校の際は交通規則を守り、自他の生命の安全に心掛ける。

#### 1. 自転車通学

- (1) 自転車は学校に登録したものを使用する。
- (2) 定期的に点検を行い、県条例に従って自転車保険に加入する。
- (3) 自転車は駐輪場に置き必ず施錠する。
- (4) 自転車乗車時のヘルメット着用を推奨する。

#### 2. バイク通学

- (1) バイクで通学する者は学校の許可を受ける。
- (2) バイクは駐輪場に置き必ず施錠する。
- (3) 使用バイクは125cc以下とし、改造、貸借、2人乗りをしない。
- (4) 通学時は車両通学に関する誓約を遵守する。

#### 3. 四輪車通学

- (1) 四輪車で通学する者は学校の許可を受ける。
- (2) 所定の位置に駐車する。
- (3) 改造、貸借、相乗りをしない。
- (4) 通学時は車両通学に関する誓約を遵守する。

#### 車両に関する誓約について

1. 常に安全運転を心掛け、歩行者や他の車両に敬意を払い走行します。
2. 交通ルールを遵守し、警察官や交通指導員の指示に従います。
3. 車両点検を受けて以降、車両の改造はしません。
4. 万一事故に遭遇した場合は、人命救助を最優先に行動します。
5. 学校敷地内では最徐行し、事故・破損等はすべて自己責任とします。
6. 騒音防止に努め、カーステレオやクラクション、不要なアイドリングをしません。
7. 二輪車の運転時は、以下の服装規定を守ります。  
    長袖・長ズボン・グローブ・靴（くるぶしまであるブーツが好ましい）
8. 指定された位置に駐車し、他人に迷惑をかけません。
9. 万一相手がケガをする人身事故を起こした場合は、1ヶ月間車両通学を自粛します。

令和6年3月1日 施行